

法文化学会第14回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第14回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第14回研究大会準備委員会

2011年10月12日

記

日 時：2011年11月5日（土）10時開始

場 所：慶應義塾大学日吉キャンパス、来往舎1階 “シンポジウムスペース”

※ 三田キャンパスではありません。同封の地図と渋谷駅からの東横線の時刻表をご参照下さい。

住 所：〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1

昼 食：当日は土曜日ではありますが、会場に近接して教職員食堂や学生食堂（～14：30まで）も開いておりますので、お弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

懇親会：日吉キャンパス内第6校舎地下1階
“グリーンズテラス”（18時より開催予定）

大会参加費：1500円

懇親会費：5000円

※ 当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

連絡先：大会準備責任者・岩谷十郎（juro@law.keio.ac.jp、03-5427-1390・研究室直通）までお願いします。

※ 本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、080-6510-2491（岩谷携帯）までお願いします。

大会日程表

(2011.11.05 於・慶應義塾大学日吉キャンパス・来往舎 1 階シンポジウムスペース)

開会挨拶

自由報告

10:00 「穂積重遠とスイス民法」 小沢奈々
(慶應義塾大学)

テーマ報告「加害 / 被害」

11:00 「趣旨説明」 堅田剛
(獨協大学)

11:05 「明治前期の処遇にみる国事犯」(テーマ報告①) 児玉圭司
(国立舞鶴工業高等専門学校)

12:00～13:00 昼休み (理事会開催)

13:00～13:30 総 会

13:30～ 「刑事法の領域から考える『加害被害』—加害者を扱う法原理と被害者の利益保護」(テーマ報告②) 安部哲夫
(獨協大学)

14:30～ 「命を金で買える？」(テーマ報告③) 王雲海
(一橋大学)

15:30～15:45 休 憩

15:45～ 「『加害/被害』を大学の中から考える—キャンパス・ハラスメントとデート DV」
(テーマ報告④) 堀口悦子
(明治大学)

最終報告終了後～17:45 テーマ報告関係シンポジウム 小沢・児玉・安部・王・堀口
堅田 (司会)

閉会挨拶

18:00～ 懇親会

以 上

テーマ報告②

刑事法の領域から考える「加害被害」 —加害者を扱う法原理と被害者の利益保護—

安部哲夫

近代法思想は、国家から市民を解放し、市民間において生じた損害は、被害者と加害者とが双方の話し合いや訴訟によって解決するという道確立した。その一方で、一定の加害行為のみが犯罪として構成され、国家の刑罰権行使の対象とされてきた。犯罪の発生に対し、加害者を犯罪者として処罰する国家の法（刑事法）と、加害者に対して被害の回復を請求する私人の法（民事法）の2つのシステムに区分されたのである（いわゆる民刑分離）。それ以来、犯罪を扱う刑事法の領域で重要なのは、法規範を侵害した犯罪者であり、被害者は加害者の犯罪を立証する証拠としての道具にすぎなくなった。また刑事裁判では、国家の市民に対する権力行使が過剰かつ不当にならないように、これを抑制する原理が必要とされた。それらは、国家に対抗する権利として擁護され、今日なお重要な原理となっている。

刑事法の領域において、加害者が被疑者・被告人・受刑者として法的に保護の対象とされるのに、被害者についてはほとんど考慮されてこなかったのは、こうした背景からのことである。しかし、この10年の間に、刑事法ないしは刑事裁判上の被害者の地位はずいぶんと様変わりした。民事裁判において原告である被害者が主導的役割を担うのは当然のことだが、刑事裁判においても、被害者は、刑事法と刑事裁判の内側にその居場所を確保したのである。犯罪被害者保護法（2000年）における「被害者への配慮」から、犯罪被害者基本法（2004年）や犯罪被害者権利利益保護法（2007年）による「被害者の権利」へと進展するなど、被害者の地位向上は目覚ましい。被害者参加制度の導入（刑訴316条の33）をはじめ、刑事訴訟手続に付随する損害賠償命令申立て（権利利益保護法17条）など、刑事裁判が被害者の利益に資するものとなるよう再構成されたのは、刑事法のパラダイム転換といえよう。非公開の少年審判に被害者の傍聴する道を開いたことや（2008年）、改正検察審査会法の施行（2009年）により、強制起訴が現実のものとなったことも、さらには公訴時効の一部が廃止（刑訴法250条1項）されたことも（2010年）、刑事法が被害（被害者）に目を向けた共通の流れである。刑法典そのものも、交通犯罪に代表されるように被害者の視点からの改正が続いている。

本報告では、加害（加害者）を考える視点から被害（被害者）を考える視点へと時代が展開した状況を振り返り、今後の刑事立法政策や刑事司法制度のあり方を考えるものとした。

テーマ報告③

命を金で買える？

—中国での被害者への金銭賠償による死刑免除をめぐる論争について—

王雲海

周知のように、いまの世界では、中国が最も死刑を多く適用している。立法上、従来68の死刑罪名もあったが、今年の5月から55個に減らされた。この55個の死刑罪名の特徴は二つある。一つは金銭財産犯罪が多いことで、もう一つは非暴力の犯罪が多いことである。司法上、最も死刑をよく使われているのは、殺人などの凶悪犯罪、麻薬犯罪、経済犯罪、公務員犯罪である。そして中国の死刑は事実上2種類がある。即時執行死刑と2年執行猶予つき死刑である。前者は判決が確定して死刑命令が出てから一週間以内に執行するのに対して、後者は2年間刑務所に収容して強制労働させる。その間、重大な故意犯罪がなければ、無期懲役刑か有期懲役刑に減刑される。事実上、2年猶予つき死刑の90%は減刑されている。従って、同じ死刑を言い渡されたといっても、2年猶予月の死刑であれば、もう死ななくて済むのである。これに関して、去年、中国の最高人民法院は一つの通達（司法解釈）を出した。それによると、殺人などの凶悪犯罪の場合、加害者およびその家族は積極的に被害者へ金銭的賠償を行っていれば、即時執行死刑を言い渡すべき場合であっても、2年猶予つき死刑に減刑して言い渡すことができる、という。これによって、かなりの凶悪犯罪の加害者は死刑を免除されるようになってきている。この現象に対して、事実上、命を金で買っているのではないか、という論争は全国範囲で展開されている。本報告では、金銭賠償による死刑免除の政策の背景、その運用実態、論争自体を見ていく。

テーマ報告④

「加害/被害」を大学の中から考える

—キャンパス・ハラスメントとデートDV—

堀口悦子

1、日本での性被害事件—被害と加害の逆転

日本での性被害裁判として、問題視されたのが、「池袋ホテル事件」だった。また、「西船橋駅ホーム転落死事件」も同様であった。2つの事件を通して、「性被害」の加害/被害の問題を考察する。

2、セクシュアル・ハラスメントの始まり

日本では、1980年代末にアメリカから導入されて、セクシュアル・ハラスメ

ントという言葉が広まった。1990年には、「セクハラ」が流行語大賞となった。日本で裁判上、まず、職場でのセクハラが問題となった。環境型「セクハラ」の福岡事件を検討する。従来の見方を決定的に変えた事件が、「横山ノック事件」だった。被害者は、女子大生だった。職場でのセクハラから、大学や学校でのセクハラが問題とされるようになった。

3、キャンパス・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、モラル・ハラスメントが複合して起こりやすい場所が大学である。それを総称して、キャンパス・ハラスメントという。今までは、学生と教員という形態が多かったと思われてきたが、キャンパス・セクハラとしては、「早稲田大学スーパーフリー事件」や「京都教育大学事件」が起こり、学生自身が加害者となるケースが起きている。とくに、「京都教育大学事件」を批判的に概観したい。

4、デート DV とストーカー

大学生などの若い恋人同士の DV が問題になっている。被害には、ストーカーも、セクハラと同様に多い。最近、「彼氏アプリ」という、ストーカー被害を拡大するような ICT が出てきている。ICT をメディア・リテラシーの視点からも考えたい。

5、キャンパス・ハラスメントとデート DV をなくすために、大学教育すべきこと

大学教育の中で、ジェンダー・バイアスについて学ぶことが、遠回りのよう
でいて、性被害を減らしていくことにつながる可能性を探る。